主

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

- 第1 控訴の趣旨
  - 1 原判決を取り消す。
  - 2 町が、原判決別紙物件目録記載の建物及び動産について、所有権を有することを確認する。
  - 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- 第2 本件事案の概要及び当裁判所の判断は、原判決9頁8行目「の補助という目的があったの」を削除し、11、12行目「の相当程度の補助を受けている」を「本件設備リース代という名目で本件設備建設費相当額を受領している」と改めるほかは、原判決事実及び理由の「第2 事案の概要」及び「第3 争点等に対する当裁判所の判断」の記載のとおりであるから、これを引用する。
- 第3 よって、原判決は相当で、本件控訴は理由がないからこれを棄却する。 福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官	馬	渕		勉
裁判官	黒	津	英	明
裁判官	岡	田		健